

星降る文化遺産 2020

—星原の旧美敷水源地で CATCH the STAR—

問 本庁舎文化財課
☎ 0857-30-8422 ☎ 0857-20-3954

「まちにいちばん近い、星空と近代化遺産がまじわる場所」旧美敷水源地水道施設を会場に、さしアストロパークの講師による星空観察会を行います。当日は大型天体望遠鏡で惑星観察、屋外サックス生演奏、ミニ喫茶店などイベント盛りだくさん。
と き 8月6日(木) 19:00～21:00
ところ 国指定重要文化財「旧美敷水源地水道施設」
参加料 無料
【大型天体望遠鏡惑星観察】※雨天・曇天時中止
定員 50人 ※当日先着順



人権擁護委員が委嘱されました

問 本庁舎人権推進課
☎ 0857-30-8071 ☎ 0857-20-3945

福田 悦子さん(7月1日発令 再任) 鳥取市国府町
河原 清夫さん(7月1日発令 再任) 鳥取市福部町
人権擁護委員は、人権相談を受けたり、人権啓発の活動をする、法務大臣が委嘱した民間の人たちです。この制度は、さまざまな分野の人たちが、地域の中で人権思想を広め、住民の人権が侵害されないように配慮し、人権を擁護していくことが望ましいという考えから設けられたものです。

住宅の耐震改修に伴う固定資産税の減額制度

問 本庁舎固定資産税課 ☎ 0857-30-8158 ☎ 0857-20-3920

改修工事が完了した年の翌年度1年間に限り、床面積120平方メートル相当分を上限として、家屋の固定資産税の2分の1を減額します(通行障害既存耐震不適格建築物であった場合は2年間)。

- 1. 対象となる家屋**
昭和57年1月1日以前に建てられた住宅
- 2. 対象となる工事**
 - ① 現行の耐震基準に適合すること
 - ② 耐震改修の費用が50万円を超えること
 - ③ 令和4年3月31日までに完了した改修であること
- 3. 減額を受けるための手続き**
次の書類を工事完了後3カ月以内に、固定資産税課家屋係へ提出してください。
 - ① 固定資産税減額申告書
 - ② 工事費明細書、改修箇所の平面図
 - ③ 増改築等工事証明書または住宅耐震改修証明書*

鳥取県東部広域行政管理組合 職員採用試験

問 鳥取県東部広域行政管理組合事務局総務課
☎ 0857-20-0119 ☎ 0857-29-2759
http://www.east.tottori.tottori.jp

【技術職(電気)】

採用予定人数	受験資格
1人程度	昭和60年4月2日以降に生まれた人

※その他受験資格要件有り

【消防職】

区分	採用予定人数	受験資格
区分(1) 【一般枠】	12人程度	平成6年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた人
区分(2) 【高校新卒枠】	4人程度	令和3年3月に高等学校を卒業見込みの人

※その他受験資格要件有り

※区分(1)、区分(2)とも同一試験。令和3年3月に高等学校を卒業見込みの人は、区分(2)で申し込みを行ってください。

■受験案内・受験申込書配布場所

鳥取県東部広域行政管理組合事務局総務課、消防局消防総務課および鳥取県東部各市町役場または本組合ホームページ ※本組合ホームページから受験申込みをすることもできます。

■申込期限 8月21日(金) 17:15 必着

■第1次試験

実施期日：9月20日(日)
実施場所：鳥取市立南中学校
※詳しくは受験案内または本組合ホームページをご覧ください。



※住宅耐震改修証明書の発行については、建築指導課(☎0857-30-8361)にご相談ください。

長期優良住宅化リフォームを行った場合

耐震改修により、長期優良住宅に認定された場合には、工事が完了した年の翌年度1年間、床面積120平方メートル相当分を上限として、家屋の固定資産税の3分の2を減額します(通行障害既存耐震不適格建築物であった場合は、改修工事完了年の翌年度から2年間、1年目は3分の2、2年目は2分の1を減額します)。申請書類に長期優良住宅認定通知書の写しを添付してください。

(注) 減額措置を受けられるのは、1戸につき1度に限りです。他の減額措置と重複して受けることはできません。また、都市計画税は減額になりません。

マスクを適切にはずし、熱中症を予防しましょう

問 駅南庁舎保健総務課 ☎ 0857-30-8521 ☎ 0857-20-3964

感染症予防のためにマスクを着用する機会が増えていますが、気温や湿度が高い中でマスクをしていると、体内に熱がこもりやすく、のどの渇きに気づきづらいため、熱中症のリスクが高まるおそれがあります。熱中症を防ぐために、適切な場所・場面でははずすなど、マスクのつけ方・はずし方に気を付けましょう。

熱中症を予防するためには、涼しい服装をし直射日光を避ける、水分補給や休憩をこまめに行う、体調が悪いときや暑い時間帯は無理をしないなどの、従来からの予防方法をしっかりと行うことが大切です。また、室内や夜間でも熱中症は多く発生します。室温をこまめに確認し、エアコンなどを適切に利用して室内の湿度を管理しましょう。

■マスクを「つける時」

・症状がなくても、対面での会話や屋内の人が集まる場所では着用



【マスクをつける時の注意点】

- ・負荷のかかる作業や運動を避け、のどが渇かなくても水分補給
- ・人と距離を十分にとったうえで、適宜マスクをはずして休憩



■マスクを「はずす時」

- ・屋外で人と十分な距離(2メートル以上)を確保できる場合ははずす(例) 田畑での農作業、散歩やウォーキング、自転車、屋外スポーツ、集落などでの奉仕作業など
- ・2歳未満の子どもは、身体への負担や窒息などの危険性があるので着用しない



『子猫を捨てる』は犯罪です!!

問 駅南庁舎生活安全課
☎ 0857-30-8551 ☎ 0857-20-3962

「飼い猫が子猫をたくさん産んだがこんなに飼えない」「野良猫が自宅の敷地内で子猫を産んでいるのなんとかしてほしい」このような相談が寄せられている一方で、「誰か飼ってください」という手紙と一緒に子猫をダンボールなどに入れて『捨てる』という事案が市内でも発生しています。

これは動物の愛護および管理に関する法律(以下、「動愛法」という。)に規定される「遺棄」に該当する可能性があり、処罰の対象となります。このような事案が発生した場合、本市では捨てた人の捜査依頼を警察に行うなど、警察と連携しながら対応している現状です。

飼い猫が産む子猫の命に責任を持っていないのであれば、産まれてから「捨てる」のではなく、不妊去勢手術(助成金制度あり)を行うなど、不幸な命を増やさないよう飼い主として責任を果たしてください。

【遺棄・虐待について】

令和2年6月に動愛法が改正され、遺棄、虐待に関する罰則が引き上げられました。愛護動物を遺棄した者は、1年以下の懲役または100万円以下の罰金、愛護動物をみだりに殺し、または傷つけた者は5年以下の懲役または500万円以下の罰金、虐待を行った者は1年以下の懲役または100万円以下の罰金に処せられます。

【不妊去勢手術の助成事業について】

問(飼い猫) 鳥取県獣医師会 ☎ 0857-53-4300
問(野良猫) 駅南庁舎生活安全課
☎ 0857-30-8551 ☎ 0857-20-3962

ふるさと鳥取市で暮らそう! 鳥取市Uターン支援登録制度

問 鳥取市移住・交流情報ガーデン
☎ 0857-30-6631 ☎ 0857-30-6662
MAIL info@tottori-iju-garden.jp
HP https://www.tottori-iju-garden.jp/

毎年多くの若者が進学・就職などにより県外へ転出し、その数は転入者を上回っています。一度県外に出てしまうと、鳥取市の求人などの情報が得にくいという状況があり、鳥取市にUターンすることに不安を感じている人も少なくありません。

「Uターン支援登録制度」は、登録された人に「仕事」「住まい」「暮らし」など、必要な情報を継続して提供し、移住の実現に向けてサポートしていく制度です。

対象 県外在住でUターンを希望される人、またはそのご家族(市内在住可)など。

※登録された人に、「仕事」「住まい」「暮らし」など、鳥取市の最新情報を1年間継続して提供します(更新可)。登録することで、移住定住相談員によるサポートや、就職活動の際の交通費補助などを受けることができます。

登録方法

「Uターン支援登録制度登録票」に必要な事項を記載のうえ、郵送・ファクシミリ・電子メールでお申し込みください。また、鳥取市移住・交流情報ガーデンの窓口、もしくはホームページからも申し込みができます。
※申込書の用紙など詳細については、お問い合わせください。

